

マイナンバーが記載された通知カードが届きます

平成 27 年 11 月中旬頃から住民票の住所地に「マイナンバーが記載された通知カードと個人番号カードの申請書」、「返信用封筒」、「マイナンバーについてのパンフレット」が世帯主宛に、簡易書留（転送不要）で郵送されます。（やむを得ない理由により、居所情報を登録された方は、居所に届きます。）

通知カード（イメージ図）

（表面）



（裏面）



通知カードを
大切に保管する

マイナンバーは原則として、生涯変わりません。
このため、同じ通知カードを使い続けますので、紛失しないように注意してください。

各種手続きの際に利用

社会保障、税の手続きにマイナンバーが必要となります。また、転居や婚姻など、通知カードの内容が変更となる場合は、通知カードの提出が必要となります。

勤務先に提示する

会社が税や社会保障関係の手続きをするときは、従業員や家族のマイナンバーが必要となります。

知らない人に
教えない！

マイナンバーが悪用される危険性を減らすため、マイナンバーは慎重に取り扱ってください。（※市役所からマイナンバーを電話で聞くことはありません。）

なお、通知カードは本人確認書類となりませんので、ご注意ください。

平成28年から電子証明書の発行方法が変わります

	平成27年12月22日17時まで	平成28年1月から
発行方法	住民基本台帳カードへの発行	個人番号カードに標準搭載
有効期間	発行日から3年	5回目の誕生日まで
交付手数料	500円	無料（初回）

※住民基本台帳カードおよび住民基本台帳カードの電子証明書は、平成28年1月以降も、有効期限内まで使用できます。

次回（平成 27 年分）の電子確定申告（e-Tax）のため、電子証明書の申請をする場合は、以下の①、②の方法などがありますが、②の方法では、個人番号カードの交付が確定申告の時期に間に合わない場合がありますので、ご注意ください。

- ① 平成 27 年 12 月 22 日までに、住民基本台帳カードへ電子証明書を発行（更新）する。
- ② 個人番号カードの交付を申請し、個人番号カードに標準搭載される電子証明書を利用する。